

会 長 談 話

本日、当会の元会員吉村卓輝が大阪府警察に業務上横領被疑事件で逮捕されたことについて、当会としては、元会員のこととはいえ、極めて厳粛に、重大なこととして受け止めています。

報道によれば、元会員は、職務上依頼者から預かって法務局に供託していた多額の金銭を着服したとされており、事実であれば弁護士の職務に対する社会的信頼を大きく損なう事件です。

当会は、上記事案と同種の案件につき厳正な手続を経て既に同人を退会させておりますが、今回の逮捕報道を受け、全会員が日々の職務をより一層適正・誠実に行うよう心がけるとともに、会員の非行事案に関し迅速・厳正な処分を行い、綱紀の確立に向け一丸となって努力する所存であります。

2020年（令和2年）10月27日

大阪弁護士会

会 長 川 下 清